尊重しよう、お互いの人権

4日から「人権週間」

12月10日は「人権デー」です。そして、12月4日から10日までは「人権週間」として、毎年、特設の人権相談所などが開かれます。

ことしの人権擁護活動の重点目標は、「生活と人権――明るい近隣関係の確立」です。

近年、騒音、振動などによる生活妨害、違反建築による日照妨害、プライバシー侵害など、人権上の問題がふえてきています。

この人権週間に当たって、わたくしたちひとりひとりが他人の人権を尊重し、明るく住みよい社会にしようではありませんか。

法務局と各地区の人権擁護委員は、みなさんの人権を守るために、毎日、無料で、相談に応じています。秘密は厳守されますので、お気軽にご利用ください。

特設人権法律相談／◇12月4日＝祇園支所で◇5日＝広島信用金庫八丁堀支店4階会議室で◇6日＝可部公民館で。時間はいずれも午前10時から午後4時まで。

人権マンガ展／◇12月6日＝市役所本庁舎玄関で◇8日＝原爆資料館階下で。時間はどちらも午前10時から午後4時まで。

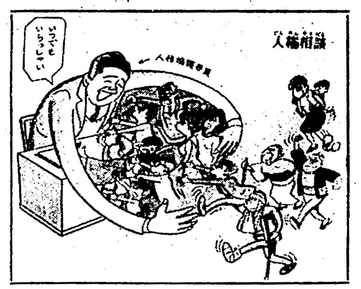

無謀運転を追放して年末交通事故の防止を

きょうから大みそかまで、年末交通事故防止県民総ぐるみ運動が展開されます。

年末は、とくに、人や車の動きが激しくなり、忘年会など、飲酒の機会も多くなります

平和な家庭を一瞬のうちに破壊し、家族を不幸のどん底へつき落とす死亡事故は、これから年末にかけて、ますますふえることが予想されます。

おかあさんがたは、子どもさんやおとしよりの動き、ご主人の飲酒、過労、無免許運転などの無謀運転を監視され、ご家族のうちから事故死亡者を出さないよう「わが家の安全管理」に努めてください。

成人該当者で転入者はご連絡ください

市教育委員会では、来年1月15日に、成人祭を県立体育館で行ないます。来年の成人祭は昭和28年1月1日から同年12月31日までに生まれた人が対象者です。教育委員会では、この対象者を住民登録によって調査しています。12月1日から1月14日までに、広島市に転入か転居された人は、至急市役所戸籍課、支所、出張所へ異動届けを出してください。

成人該当者には、12月27日ごろに案内状を発送します。

成人祭のお問い合わせは、市教育委員会社会教育課（国泰寺町一丁目6―34☎45―2111内線398）へ。

戸籍謄抄本・住民票の請求は現金で

郵便で戸籍の謄・抄本や住民票の写しを請求されるとき、手数料は、現金か為替で送料を添えて申し込んでください。

郵便切手で、手数料を送っていただくと、市町村では、これを現金にかえることができないので困ります。

このため、市町村では切手による申し込みは、原則として受け付けておりません。現金か為替で請求してください。

国民年金へご加入ください

サラリーマンの奥さんは、ご主人が加入している年金制度から年金が受けられますので国民年金への加入を義務づけられておりません。

しかし、その保障は奥さん自身に対しては遺族年金ぐらいで、じゅうぶんでなく、奥さん自身が障害者になったときには、ご主人が加入している年金制度からは保障されておりません。

国民年金に加入すると、保険料を納めた期間に応じた額の老齢年金が、65歳から支給され、ケガや病気で、体が不自由になったときには、障害年金が支給されます。また、母子家庭になったときは、母子年金が支給されます。そのほか、準母子年金、遺児年金、寡婦年金の支給があります。

国民年金は、20歳から59歳までの人であれば、いつでも加入でき、保険料は1か月550円です。

加入手続きなど、くわしいことは、市役所年金援護課（☎45―2111内線295・575）か可部・祇園両支所の厚生課、沼田・安佐両支所の市民課、各出張所へおたずねください。

小包は15日、年賀状は22日までに

小包は12月15日までに

年末押しせまってから小包を出されると、年賀状処理と重なりますので、年内配達ができなくなります。遅くとも、15日までに出してください。

年賀状は12月22日までに

年賀状を遅くなって出されると、元旦配達にまに合わなくなります。遅くとも22日までに出してください。

また、①郵便番号は、正しくはっきりと②「○○様方」「○○荘内」を忘れずに③団地あては「むね」「室」番号も忘れずに④新住居表示実施地域は必ず新しい表示で⑤出すときは、市内、県内、県外別に分けて――の5つのことがらを守ってください。

> 最近、市民のかたから「市の広報課の名で広告を取ってまわっているがどうか」という問い合わせがありましたが、市の広報課ではそのようなことは一切行なっておりません。
>
> 今後、ご不審の点がありましたら、すぐに広報課（☎45―2111 内線229）へご連絡ください。

競輪臨時従業員を募集します

職種／清掃員で、1開催（1か月）当たり6日間（午前9時から午後6時まで）勤務。

応募資格／満60歳未満の健康な女性。

給与／基本給1,200円のほか繁忙手当、通勤手当、特別手当が支給されます。

面接／土・日曜・祭日をのぞく毎日午前9時から午後4時まで競輪事務局で行ないます。

くわしいことは、同事務局（☎54―5445）へおたずねください。

安佐町の電話番号が変わりました

11月22日から、安佐町の電話番号が変わり電話はダイヤル自動になりました。

市関係施設の新しい電話番号は、つぎのとおりです。

安佐電話局（市外局番）08267 ◇市役所安佐支所（5―1111）◇祇園消防署安佐出張所（5―0153）◇いずみ保育園（5―0152）◇くりが丘保育園（5―1153）◇久地保育園（7―0046）◇久地小学校（7―0019）◇鈴張小学校（5―1017）◇日浦小学校（7―1004）◇日浦西小学校（7―0032）◇日浦東小学校（7―1026）◇飯室小学校（5―0005）◇小河内小学校（5―1622）◇清和中学校（5―0006）◇安佐動物公園（7―1111）◇青少年野外活動センター（5―1444）◇安佐公民館（5―0111）

> 市では、一部庁舎の改築工事のため庁舎東側裏門出入口を閉鎖していましたが、12月2日から使用できます。

広島市政と市民

12月1日号 No 430

納期をお忘れなく

市・県民税	第4期（祇園町をのぞく）
固定資産税	第3期（祇園町だけ）
国民健康保険料	第3期
下水道受益者負担金	第3期

（納入期限 48年1月4日）

この一票、くらしと政治にかける橋

国民審査投票もあります

衆議院議員総選挙の投票日は12月10日

第33回衆議院議員総選挙は、11月20日に公示され、いま選挙戦たけなわですが、投票日は12月10日です。

このたびの選挙は、政治、経済の大きな転換期といわれる中で迎える、70年代で初めての総選挙です。

有権者のみなさんは、この総選挙の重要な意義をじゅうぶん理解して、貴重な一票を慎重な判断で投票してください。

この総選挙と同時に、最高裁判所裁判官国民審査の投票も行なわれます。

投票区域が一部変わります

つぎの投票区域が、従来と変わっています投票通知書に記載してある投票所をよく確かめて、おまちがいのないようにご注意ください。

◇戸坂第一投票区／戸坂小学校＝戸坂町のうち、戸坂第二投票区域をのぞいた区域。

◇戸坂第二投票区／東浄団地集会所＝戸坂町のうち、東浄団地と東宮団地の区域。

◇舟入東投票区／舟入高等学校＝舟入幸町（第1街区から第9街区まで、第20街区から第25街区まで）舟入川口町、舟入南一丁目、舟入南四丁目。

◇舟入西投票区／舟入小学校＝舟入幸町（第10街区から第19街区まで）西川口町、舟入南二丁目、舟入南三丁目。

投票時間

投票時間は午前7時から午後6時までですが、つぎの投票所は時間が異なります。

◇似島投票所／午前6時から午後5時まで。

◇金輪投票所と山田投票所／午前7時から午後5時まで。

◇安佐第4投票所／午前7か時ら午後4時まで。

投票には必ず投票通知書を

投票の方法

投票所では、衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査の投票があります。

投票は、まず、名簿対照係へ投票通知書を見せて、本人であることの確認を受けたのち投票用紙交付係で投票用紙を2枚（白色と桃色）受けとってください。白色の紙は総選挙の投票用紙で、桃色の紙は国民審査の投票用紙です。投票記載所では、総選挙の投票用紙に候補者ひとりだけの氏名を正しく書いてください。つぎに、国民審査の投票用紙には裁判官7名の氏名が印刷してありますから、やめさせたいと思う裁判官は、その氏名の上の欄に「×」印を書き、やめさせなくてもよいと思う裁判官には、何も書かないでください投票箱は総選挙用と国民審査用の二つありますから、それぞれに投票してください。

点字投票と代理投票

目が見えない人は、点字で投票することができ、字が書けない人は、代理投票ができますので、投票所でそのことを申し出てください。

不在者投票

不在者投票は12月9日まで受け付けています。投票日に投票所へ行って投票することができない人はご利用ください。

立会演説会

◇12月3日（日）＝可部小学校で（午後1時半から）◇12月5日（火）＝段原小学校で（午後6時半から）

このほか、テレビで政見放送が行なわれており、候補者の経歴や政見が書かれた選挙公報や、裁判官の経歴などが載っている審査公報が配布されますので、これらをよく見て、じゅうぶん信頼のできる候補者に、あなたの大切な一票を投票してください。

年末催し

被爆者健診

出張健診／◇12月5・6・7日＝三篠小◇8日＝中広中◇11・12・13・14・15日＝己斐本町会館。

原爆センター健診／◇12月6・7・8・11・12・13・14・15日＝千田学区。

日曜健診／3月17日と20日。午前9時から同11時45分までと午後1時から同3時15分まで原爆センターで行ないます。

定期予防接種

沼田・安佐・可部・祇園町

料金／無料。

持参するもの／接種通知書と母子健康手帳。

場所／沼田町◇混合1・2期（12月13日＝沼田支所　19日＝戸山連絡所）

安佐町◇混合1・2期（12月13日＝河野診療所　14日＝久地小　15日＝安佐公民館　18日＝鈴張公民館　19日＝日浦診療所）

可部町◇種痘1期（12月7・8日＝亀山小　12日＝可部小）

祇園町◇混合1・2期・ジフテリア3・4期（12月1日＝山本小）◇混合1・2期（19日＝祇園小　20日＝長束小　21日＝原小　22日＝山本小）

その他の地区には、来年3月までに順次、接種しますので、お近くの接種場所でお受けください。

ろうあ者職業専門相談

広島公共職業安定所では、ろうあ者を対象とした窓口を設け、手話のできる専門相談員を置き、きめ細かな職業相談・職業指導を行なっていますのでご利用ください。

相談日／毎週火曜日。

消費生活教室

消費生活センターでは、くらしに役だつ知識を身につけて、かしこい消費者になり、考え、行動する消費者になるための講座を開いています。1月の予定はつぎのとおりです。

日程／◇1月11日＝変化した家計費の大きさと構造◇19日＝おいしいチョコレートの選びかた◇26日＝消費者のきき味テスト。いずれも午後1時から同3時まで。

ところ／消費生活センター（八丁堀3―2）

申込み方法／12月20日までに、電話かハガキで、受講希望日、住所、氏名、年齢、職業電話番号を、消費生活センターまで連絡すること。

くわしいことは、同センター（☎22―5522）へおたずねください。

編集・発行／広島市秘書室広報課（電話代表45―2111）　印刷／文化印刷株式会社　発行日／昭和47年12月1日

広島市政と市民

12月15日号 No 431

人口と世帯

人口	654,926
男	325,941
女	328,985
世帯	235,147

（昭和47年10月31日現在）

長生きしてね

おばあちゃん よいお年を

掃じをはじめる奉仕員に楽しい想い出を語っています。このおばあちゃんは、来年喜寿を迎えます。

安らかな老後を——心をこめて世話をする奉仕員

暮れ行く 1972年

老人家庭奉仕員は、からだが不自由で、日常生活に支障があるおとしよりのお世話をします。その奉仕員は広島市に三十人おり、それぞれ手分けをして週一～二回、おとしよりの家庭を訪問し、食事やつくろいなどの家事のお世話をしたり、話し相手になったり、相談にのってあげたりしています。そのほか、被爆者家庭奉仕員十人も、被爆されたおとしよりのお世話をしています。

昭和四十七年（一九七二年）もあとわずかで暮れようとしております。まだまだ長く生きてください。そして、明るく、健康で、安らかな老後を送ってください。

市民のしおり

市民税 ―その二―⑦

計算のしかた

個人の市民税は、均等割（六百円）に所得割（所得高に応じる額）を加えた額がかかります。

所得割は、総所得、退職所得山林所得金額から、雑損、保険料、医療、配偶者、扶養、基礎控除などの所得控除額を差し引いた額に税率（所得高に応じて百分の二から百分の十四まで）を掛けた額です。これに県民税を加えたものが住民税となります。

退職所得は分離課税、山林所得は五分五乗計算です。

減免

つぎのような人は、申請書を出すと軽減や免除があります。

①生活保護を受けることになった人②勤労学生で、自分が働いて得た所得が少ない人③失業疾病、傷いなどで、所得が前年より大幅に減少すると思われる人④災害により、住宅、家財に多大の損害を受けた人⑤納税義務者が死亡し、その市民税を納めることが困難な相続人⑥そのほか、特別の理由がある人。

くわしいことは、市役所市民税課（電四五―二一一一内線二六一）か各支所へおたずねください。

× × ×

次回の四十八年一月十五日号では、固定資産税のあらましをご紹介します。

編集・発行／広島市秘書室広報課（電話代表45―2111） 印刷／文化印刷株式会社 発行日／昭和47年12月15日

消費生活は選択の時代へ

商品に強くなろう

消費者運動は市民権の一つ

いよいよ年もおし迫ってきました。あわただしい歳末を迎え、大量消費時代といわれる中で、市内では、デパート、大型スーパー、ショッピング・センター、専門店などが、歳末商戦で、消費ムードをあおっています。

めざましい技術革新と大量生産方式の進展によって、メーカーは大量の在庫をかかえ、商品は町に溢れ、莫大な宣伝広告費を投じて売らなければ、商品がはけない時代になっています。

こうして起こった宣伝広告の競争合戦は、誇大広告を生み出しております。この誇大広告は、わたくしたち消費者に、商品に対する正しい知識や情報を与えるよりも欲望を刺激し、新たな購買欲をつくりあげる作用をするといわれています。

歳末でにぎわう本通り商店街

受け身の消費者

わたくしたちは、これまで、所得が向上するにつれて、生活に必要で便利な商品を買い入れてゆき暮らしを豊かにしてきました。業者も、生活に便利で、機能的な商品を次々に提供してきました。

わたくしたちは、いろんな商品を見せられると、あれも買いたいこれも欲しい——と気持ちが先き走り、その結果、粗悪品を買い込んだり、流行品にひきずられ、買ったあとで「しまった」と悔んだことがしばしばあります。

いまでは、家庭の必需品は一応整い、生活の機能は、ある程度満たされています。いっぽう、商品は高度化し、複雑化し、価格は上昇を続け、わたくしたちの商品に対する知識や商品を使いこなす技術は、立ち遅れが目だってきています。

こうした中で、消費者はいつも受け身で、弱い立場にありました。

消費者が権利意識を

広島市では、昭和四十三年ごろ市民のあいだから、商品知識を学んだり、共同購入をしたりして、"かしこい消費者"になろうという運動が芽ばえ、各地区に、グループが生まれてきました。これは「消費者モニター・クラブ」と呼ばれていました。このクラブは、数多くの"考える消費者"を生み出しました。

昭和四十五年十月にはこの「消費者モニター・クラブ」は発展的に解消され、新しく「広島消費者協会」を結成し、組織的に大きく前進しました。そして、研究会、共同購入、情報提供などに大きな成果をあげてきています。

消費者運動は、市民権の一つであるといわれ、消費者には①安全を求める権利②知らされる権利③意見を聞いてもらう権利④選ぶ権利——という四つの権利があるといわれています。

いまや、消費生活は、「機能の時代」から「選択の時代」に移っています。

このような時代では、わたくしたちは、多くの商品の中から、ほんとうに納得し、満足できる商品を選ばなければならなくなっています。そのためには、商品の品質数量、価格に強くなり、合理的な生活基準を自分のものにしてゆかなければなりません。

わたくしたち消費者が、商品を選び、商品に苦情を出し、適格な権利を行使することが、ひいては良い商品や良い商店を育てることにつながって行くことになるのです。

慎もう、衝動買い

どこのご家庭でも、贈答品や正月用品の買い物に思案されておられると思いますが、あの手この手の販売作戦にまどわされないためには、"かしこい消費者"として、自主的・合理的に行動することが大切です。

そこで、年末に当たっての買い物の注意事項をご参考までにあげてみましょう。

①生鮮食料品は下旬になると、値上がりが予想されます。保存のきくもの（ハス、ゴボウ、タマネギなど）は二十日ごろまでに買っておきましょう。

②正しい表示がしてある店で、品質・性能・価格などを比較・研究して買いましょう。

③美しい包装や過大包装にまどわされないようにしましょう。このような商品は、価格が割り高になっています。

④「○日間限り全店○割引きセール」などの表示や、元の価格を消して割引き価格を示す二重価格表示に対しては的確な判断ができるように、日ごろから商品を見わける知識をたくわえ、衝動買いは慎みましょう。

⑤新聞折込みのチラシ広告は主体性をもって利用すれば、商品を比較・検討できる貴重な情報源です。チラシ広告を分析・評価して、損をしないよう、じょうずに読みとりましょう。

5か条

年末のお買い物メモ

かしこい消費者の

苦情相談窓口

相談内容	受付け窓口	所在地（電話番号）
消費生活全般	消費経済課	市役所内（電四五—二一一一内線八四四）
計量関係	計量検査所	市役所内（電四五—二一一一内線三三四）
配給米	農政課	市役所内（電四五—二一一一内線三三九）
食品衛生	衛生課	市役所内（電四五—二一一一内線八一五）
食品衛生	東保健所	富士見町一一—二七（電四一—一一五一）
食品衛生	西保健所	観音町七—六（電三一—二〇六七）
県消費生活全般	県立消費生活センター	八丁堀三—二織会館二階（電二二—五五二二）

年末・年始の市役所の仕事

年末・年始の市役所の一般事務は、十二月二十九日から来年の一月三日まで休みますが、一部の業務は、つぎのとおり行ないます。

ゴミの収集／年末は地区別に、十二月二十八・二十九・三十日まで行ないます。来年は、一月五・六七日から地区ごとにそれぞれ収集を始めます。（担当＝清掃局）

シ尿の収集／年末は十二月三十日まで、来年は一月五日から収集します。（担当＝清掃局）

食肉中央卸売市場の業務／年末は十二月三十日まで、来年は一月四日から行ないます。

ユース・ホステルの業務／無休。

広島城郷土館の業務／年末は十二月二十八日まで、来年は一月三日から行ないます。

平和記念資料館の業務／年末は十二月二十八日まで、来年は一月三日から行ないます。

下水道の簡単な補修工事／下水道の利用に支障のないように行ないます。（担当＝下水部下水維持課（千田下水処理場内））

水道管の修理／無休で待機しています。（担当＝水道局管理部工事課・可部営業所）

浅野図書館・児童図書館の業務／年末は十二月二十六日まで、来年は一月六日から利用できます。

青少年センターの業務／年末は十二月二十六日まで、来年は一月五日から利用できます。

公民館の業務／年末は十二月二十七日まで、来年は一月五日から利用できます。

安佐動物公園の業務／年末は十二月二十八日まで、来年は一月一日から入園できます。

市民病院の業務／年末は十二月二十八日までと十二月三十日の午前中診察し、来年は一月四日から診察を始めます。

戸籍の届け出／年末は十二月二十八日まで、来年は一月四日から受け付けます。それ以外は、本庁の守衛室で受け付けます。

伝染病・食中毒関係の業務／伝染病・食中毒が発生したときは、休まず関係業務を行ないます。（担当＝各保健所）伝染病患者は休まずに収容します。（担当＝舟入病院）

緊急を要する小児の救急医療／一月一日午前九時から四日午前九時まで行ないます。（担当＝舟入病院）

火葬業務／年末は十二月三十一日午前中まで、来年は一月三日から行ないます。

児童手当の請求手続きを

三人目からひとりに三千円

この制度は、児童を養育している人に児童手当を支給して、家庭での生活を安定させるとともに、次代の社会をになう児童をすこやかに育てようとするものです。

支給条件に該当している人は、もれなく申請してください。

◇児童手当が受けられる条件

①児童の養育者が日本国民で、市内に住民登録のある人②十八歳未満の児童を三人以上養育し、三人目以降の児童が、四十二年一月二日以後に生まれた児童がいる人③前年の所得が、つぎの所得額より少ない人。

扶養親族等	所得額
三人	一、七〇七、〇〇〇円
四人	一、八四二、〇〇〇円
五人	一、九七七、〇〇〇円
六人	二、一一二、〇〇〇円

※「扶養親族等」とは、所得控除の対象とされた、配偶者と扶養親族の合計をさします。

※「所得額」とは、その収入を得るために必要な経費（たとえば、農業者の場合は肥料代等、給与所得者の場合は給与所得控除額）と雑損など、諸控除を差し引いた額に配当などの所得を加えた額をさします。

×　×　×

◇児童手当の額

児童手当の月額は、三人以上の児童のうち、出生順にかぞえて、三人目以降の児童（四十二年一月二日以降の出生児）ひとりについて、三千円で、二・六・十月に銀行振込みで支給されます。

このほか、くわしいことは、市役所年金援護課（電四五—二一一一内線八四三）か各支所へおたずねください。

登記簿の謄・抄本の請求は地番を確かめて

土地や建物の登記簿を閲覧するときや登記簿の謄・抄本がほしいときは、法務局（登記所）の窓口で申請書に記入して申し出てください。

◇記入上の注意

土地や建物の地番を確かめて

希望の土地の町名、大字、地番を、あらかじめ権利証（登記済証）か市役所資産税一課で確かめてください。

謄本か抄本かの申し出を

謄本とは全部の写しのことで、抄本とは関係のある事項だけを抜き書きした写しのことです。

手数料は一筆（一つの地番）一建物について四十円です。謄本・抄本の手数料は一枚について四十円です。手数料は収入印紙を申込書に貼って納めてください。

住居表示とは違います

住居表示の○番○号は、建物の戸番です。土地の地番とは違いますので、市役所資産税一課で確かめてください。

正月の小児の急病は舟入病院で

お子さんがおられるご家庭では日ごろからかかりつけの医者に家庭医をお願いしておき、異常があったら早めに受診しましょう。

年末・年始は、忙しいので、親の気のゆるみから、ヤケド、外傷、誤飲など、お子さんの不慮の事故が起きがちです。じゅうぶんご注意ください。

乳幼児は、人ごみの中へつれ出さないことが「かぜ」にかからない要点です。

正月三日間は、家庭医がすべて休診になります。市では、このあいだに、急に発病したお子さんのため、広島市医師会と市内公的病院の協力で、十五歳以下の小児の急患にかぎり、つぎのとおり救急診療を行ないます。

このため、舟入病院では、混雑が予想されますので、急患でない人はご遠慮ください。

診療場所／舟入病院（舟入幸町一四—一一 電三二—六一九五）

診療期間／一月一・二・三日。

診療時間／午前九時から午後六時まで。

料飲税の公給領収証は必ず受け取ってください

料理店や飲食店、バー、キャバレーなどで飲食し、旅館で宿泊をしたときには、料理飲食等消費税が1割かかります。

みなさんが料金を支払われるとき、経営者は県が交付する公給領収書を作成します。その控えによって、月づきの税金が計算されます。みなさんが、支払われた税金が正しく納税されますよう、公給領収証は必ず受け取ってください。

人材銀行をご利用ください

広島人材銀行では、おおむね40歳以上で、豊富で高度な職業経験のある人の転職や退職後の職業をあっせんしています。したがって、管理職や技術者を求めている経営者もご利用ください。

◇求人や求職の登録／午前8時30分から午後3時まで。

◇登録の閲覧／午前8時30分から午後5時まで◇手数料／無料。

求人・求職の相談は、電話では受け付けておりませんので、直接人材銀行（基町5—44商工会議所ビル4階電21—6671）まで。

水道管にも防寒服を着せてください

寒波のシーズンです。水道管が凍ったり、破裂したりすることが起こります。屋外で、北向きにある水道管には、必ず防寒装備をしてください

防寒の方法

◇水道管やじゃロに保温チューブや布・コモ・なわ・フェルトなどの保温材を二センチ以位の厚さに巻き、さらにビニールテープを巻くと効果があります

保温性の高い発泡性保温チューブを水道局指定工事店で販売していますからご利用ください。

凍ったときの応急手当

◇水道管やじゃロが凍って、水が出ないときは、凍った部分に布をかぶせて、ゆっくりとぬるま湯をかけてとかしてください。急に熱湯をかけると破裂することがあります。

◇水道管が破裂したときは、止水栓をしめ破裂した部分に布・ゴムテープなどを巻きつけて、針金かヒモでしっかりしばっておき、水道局指定工事店か水道局へ修理を申し込んでください

みなさん、お互いに水を大切にしましょう。

被爆者子宮ガン検診

とき／十二月二十一日（木）午後一時から同二時半まで。

ところ／医師会館（観音本町一丁目）で。

申込み方法／原爆手帳と印鑑をもって、原爆センター（市役所北隣り）受付けへ申し込む。

検診人員／四十名まで。

くわしいことは、原爆センター健康管理係（☎四三―二四五一内線二〇）までおたずねください。

この検診は、毎月第四木曜日に行なわれるものです。希望者は、お気軽にお受けください。

被爆者健診

出張健診／◇十二月十八・十九日＝庚午中

◇二十・二十一・二十二日＝古田求道寺。

原爆センター健診／◇十二月十八・十九・二十一・二十二日＝神崎学区。

十二月の日曜健診は十七日にも行ないます。

なお、被爆者一般手帳をもっている人で原爆医療法で定められた障害があり、治療が必要な人は、一通の診断書で、特別手帳に切りかえることができ、五十五歳以上であれば、健康管理手当も受けられます。

健康で幸せに

胃ガン検診

ガンから生命を守るためには、定期的に検診を受けることが大切です。西保健所では、胃ガンの検診をつぎのとおり受け付けています。ご希望の人は、あらかじめ申し込んでください。検診の日時は、ハガキで本人に通知します。

◇受付け／毎週月曜日（午前九時から同十一時まで）に、西保健所（観音町七―六☎三一―二〇六七）で。集団申込みの場合は、レントゲン車が現地へ行きます

◇料金／一人五百円。

くわしいことは、同保健所まで。

心臓病などの健康診断

南保健所では、循環器の健康診断を行なっています。市民であれば、だれでも利用できます。ご希望の人は、あらかじめ南保健所（翠町一七八三―三☎五一―五三一六）へ申し込んでください。健診の日時は、ハガキで本人に通知します。

◇受付け／毎週木曜日（午後一時から同一時半まで）◇料金／一人三百二十円。

なお、東保健所では、子宮ガン検診を毎週木曜日（午後一時から同三時まで）と土曜日（午前九時から同十時半まで）受け付けています。

国道の確認調査で立ち入りをします

建設省広島国道工事事務所では国道二号と五四号の道路区域の確認調査をします。

区間＝二号（庚午北町一丁目五―一九から井口町五丁目六―二まで）五四号（大手町四丁目七―二から紙屋町二丁目一―二三まで、祇園町長束二二〇九―一から同町大才八―三まで）

調査の際、やむを得ず、他人の土地に立ち入って調査する場合もありますので、お知らせします。

現地に境界杭がない時は、新しく木杭を立てますが、この杭の位置のことで、ご不審の点がありましたら、つぎのところへ申し出てください。

◇二号＝建設省広島維持出張所（安芸郡海田町☎〇八二八二―二―四一九一）

◇五四号＝建設省可部国道出張所（可部大字中島字中屋二六☎〇八二六六―二―三三六一）

申し出期限／◇二号＝四十八年二月十五日まで。◇五四号＝三月二十日まで。

なお、この期間までに、申し出がないときは、異議がないものとして取り扱います。

募集

市立保育園保母

受験資格／①保母を養成する学校か施設を、来年三月に卒業する見込みの人か②昭和十八年四月二日以降に生まれ、保母の資格を有する人。

申込み期間／一月五日から十二日まで。

試験日／◇筆記・実技試験＝一月二十一日（日）◇面接試験・身体検査＝一月二十四日（水）◇採用予定人員／約二十名。◇採用期日／四十八年九月一日以降、欠員に応じて順次採用します

試験案内書、申込書は市役所人事課にあります。くわしいことは、同課（☎四五―二一一一内線四九一・七二三）へおたずねください。

職業養成訓練生

募集科目と人員／◇板金＝三十人◇自動車整備＝五十人◇製版印刷＝三十人◇塗装＝三十人。

応募資格／義務教育終了以上で、心身ともに健康な人。

応募方法／四十八年一月十六日（火）までに、所定の用紙で、広島専修職業訓練校（基町一〇―二九）か広島・可部両公共職業安定所へ申し込む。

選考日と場所／一月二十六日（金）に広島専修職業訓練校と可部公共職業安定所で。

合格発表／二月三日（土）

祇園公民館教室生

◇科目／生花（池ノ坊・草月流）茶道（裏千家）和裁　洋裁　書道　料理　読書　俳句　吟味（水真流）手芸（造花）盆栽　着物の着つけ。

◇受講資格／祇園中・祇園東中学校区内に住んでいるか勤めている人。◇申込み方法／一月八日（月）午前十時から祇園公民館で受け付けます。◇募集人員／吟味　手芸　茶道は二十名、その他は三十名。◇受講料／無料（教材費は自己負担）各講座の資料は、祇園公民館（☎四―五一八一）にあります。くわしいことは、同公民館まで。

市役所職員

市では、職員を募集しています。

職種と人員／寮母（女子）＝数名。自動車運転手（男子）＝数名。ポンプ運転手（男子）＝数名清掃員（男子）＝三十名程度。調理員（女子）＝二十名程度。

受付け期限／いずれも一月十三日（土）まで。

受験資格、申込み方法など、くわしいことは市役所人事課（☎四五―二一一一内線四九一）へおたずねください。

このほか、市・県民税当初賦課に関する事務を行なう臨時職員も募集しています。

広島市政と市民

特集号 No 432

記念館、資料館の資料提供にご協力ください

平和研究のセンターとして よみがえる記念館

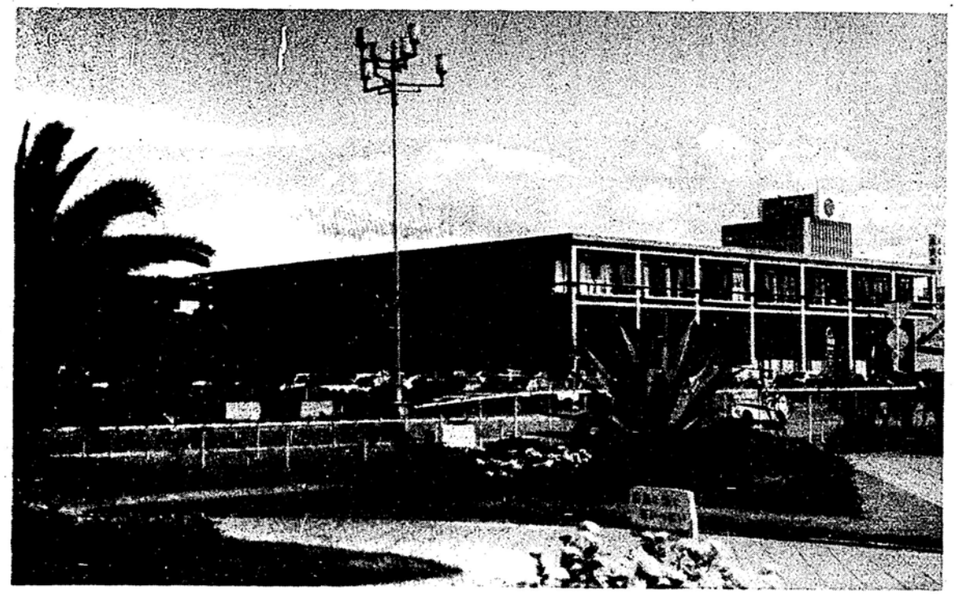

ヒロシマを継承する世界的な記念施設となる平和記念館

国際平和文化都市にふさわしい平和記念施設に

国際平和文化都市の建設――これは広島市の大きな目標です。そして、平和記念館や平和記念資料館は、国際平和文化都市をめざすうえで大きな役割りを担った施設といえるでしょう。

これらの施設は建設以来すでに十七年余を経過し、「施設の老朽化」「記念館の使途」「資料館の展示のありかた」など多くの改善点が残されています。

また、平和教育の重要性と被爆体験の継承が叫ばれながらも、いっぽうでは貴重な被爆資料が散逸の一途をたどっている今日、一刻も早く資料の総合管理をはからなければなりません。こうしたことから、記念館と資料館を国際平和文化都市にふさわしい施設として整備・改善するため、昨年の五月に、平和記念施設整備改善委員会を設け、審議を重ねた結果、記念館はこの十二月から、資料館は来年度以後に整備・改善を行なう構想をもって計画を進めています。

これまで記念館は、開設以来今日まで、主として講習会、研修会、諸会議、商品展示、公民館活動などのための貸し施設として利用されてきました。しかし、平和記念施設として建設当初の目的にそった運営をするため、今回、常設展示場、図書室、研究室などを設け、平和文化のセンターに改装することにしました。

また、資料館は、被爆直後の現物資料を中心に展示して、広く活用されるよう計画を進めています。したがって、記念館と資料館は、ヒロシマを継承する世界的な記念施設として、一体的に運営することにしています。

ここでは、おもに平和記念館の整備・改善計画と資料の展示などを解説してみましょう。

編集・発行／広島市秘書室広報課（電話代表45―2111）　印刷／文化印刷株式会社　発行日／昭和47年12月26日

常設展示場、図書室、研究室などを

二か年計画で整備

平和記念館は、今年度から三か年計画で、建物全体の天じょう、床、壁、窓などを明改装するとともに、その内部は平和を考える施設として生まれかわろうとしています。

平和を考える

まず、今年度は、二千二百七十万円の経費で、一階部分を明改装することにしており、すでに十二月から工事にかかっています。

来年四月からは、原爆被災後の整備後、もっとも大きな部分を占めるのが常設展示場です。

この展示場には、①戦時下の市民生活 ②原爆被災の記録 ③核問題 ④平和の歩み ⑤平和の願いの五項目を柱とした、いろいろな資料を常設的に展示し、平和教育の場として多くの人々に見てもらうことを目的としています。

五つのコーナーで構成

常設展示場

戦時下の市民生活

ここでは、第二次世界大戦、とくに昭和二十年八月六日の原爆投下前から原爆被災の瞬間までの市民生活（衣・食住など）を客観的に表現し戦時体制のもとで市民がどんな生活を営んでいたか、その事実をわかりやすく知らせるコーナーとして、当時の生活様式の資料やその説明をしたパネルを展示したり、パノラマやビデオレコーダーなども整えたりすることにしています。

▲戦時下の制服ともいえる国民服（左上）と麻の背広（右上）、柳のこおり（下）

原爆被災の記録

このコーナーでは、原爆被災による人体的影響を医学的に展示し物理的な被災の状況も含め、被爆の実態をいろいろな角度から、くわしく知らせようとしています。

核問題

ここでは、核兵器の威力、核兵器の現状などに関する資料をわかりやすく、体系的に展示して、核兵器の脅威を明らかにするコーナーとします。このため、できるだけ多くの図表、パネル、パノラマ影響を中心とした常設展示場としてオープンする予定です。

また、四十八年度からは引き続き中二階、二階部分を明改装し、常設展示場、図書室などを展示することにしています

▼整備・改善後の常設展示場の模型

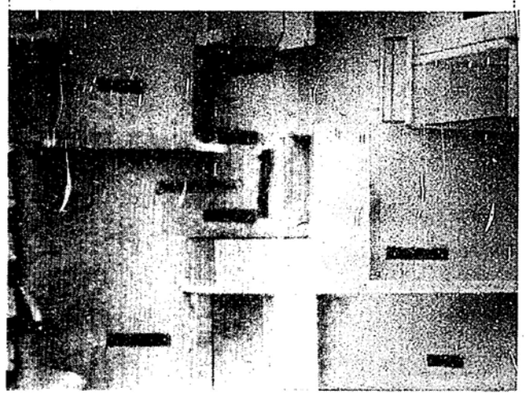

平和への歩み

被爆以来二十七年、今日まで広島市民が訴え続けてきた平和への願いを、世界の動きや広島市の都市復興などの経緯を背景にしながら表現し、被爆後広島市民のたどってきた平和への歴史的な歩みを知らせるコーナーです。

平和の願い

核戦争の脅威に加えて、人口の増加、資源の問題、自然環境の破壊など、人類の生存そのものの根底に危険が予測される今日の時点で、おたがいが平和への条件を考えるコーナーとして構成します。

調査や研究の場に

図書室

図書室は、①原爆被災 ②核問題 ③平和問題の三項目に関する資料を重点として収集・整備し、閲覧席を設けて、平和文化に関する調査・研究の場として市民に利用してもらうことにしています。

また、ここでは資料の閲覧業務はもちろん平和問題などの調査・研究資料の相談にも応じることにしています。

収集・整備する資料は、文献や図書だけでなく、写真、公私の記録文書、映画フィルム、スライド、地図、図表、レコードなどを保存することにしています。

原爆に関する内外の文献・図書

市民との平和研究の接点に

研究室

ここは、平和研究に必要な文献や資料を整えるほか、複写機・タイプライター・カメラ・テープレコーダーなどの機器を準備して、市民の専門的な平和研究の場として利用してもらうところです。

研究室には、専門の研究員を配置し、市民との平和研究の接点としての機能を果たすように運営することにしています。

また、研究室自体の業務として①平和研究のための資料提供や指導 ②平和問題の調査・研究や資料収集 ③平和問題に関する機関誌や図書の発行 ④平和問題に関する研究会や研修会の企画・実施などを行なうことにしています。

研修室、会議室、講堂

研修室は、平和文化や社会教育の活動を積極的に推進するための諸会合の場として活用するものです。

また、会議室や講堂は、平和文化行事を主に、それぞれの目的にあった行事を行なう場合、市民のみなさんの団体などに活用してもらうためのものです。

資料の収集にご協力ください

戦時下の市民生活の必需品、原爆被災の現物など

前ページでも説明しましたように、広島市では、平和記念施設の設備改善に着手しています。

この改善計画により、平和記念館に戦時下の市民の生活状態、科学的資料を中心とした原爆被災の全体像を表現し広く国の内外の人々に公開することによって「ヒロシマの被爆体験」を継承しようとするものです。

市では、常設展示の場を構成する資料を求めていますが、市民のみなさんのご家庭で、①戦時下の生活必需品（たとえば、国民服、防空頭布奉公袋、米穀配給通帳、衣料切符家具、台所用品、風景写真など）②原爆被災の現物、遺品、写真など、貴重な資料を保存しておられましたら提供していただけないでしょうか。

また、大そうじの時などに「これは」と思うようなものがありましたら、ぜひ提供していただくようお願いします。

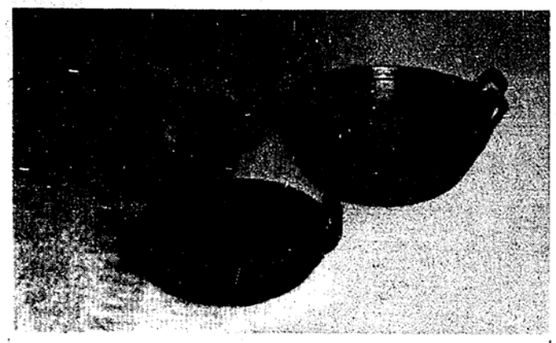

戦時下の台所用品。代用食をつくるのに活躍したパン焼器（左上）フライパン（下）、ジュラミン製のナベ（右上）

ご連絡は平和文化センターへ

資料の提供の申し出、お問い合わせは、市役所平和文化センター（広島市中島町一―二 郵便番号七三三 ☎四一―五二四六）へご連絡ください。

被爆の実態解明にご協力を

地図復元や居住者の消息など

旧百十四か町を調査

広島に原爆が投下されてから今日まで、原爆によっていったい何人の人が亡くなられたでしょうか。これまで一般的には二十数万人と言われていますが、いまだに、その実相は明らかではありません。

広島市では、昭和四十四年度から、被爆の実態を明らかにするため、爆心地から五百㍍以上、約二千㍍までの焼失区域にあった旧百十四か町を対象に、原爆被災全体像調査を続けています。（爆心地から五百㍍までは、広大原医研とNHKとで調査）この調査は、まず、「どこに、だれが住んでいたか」を調べ、そして、「だれが、どこで、どうなったか」を確認することによって、原爆の被災による全体の姿を解明しようとするものです。

これら二つの調査は、前者を基礎調査、後者を確認調査と呼んでいますが、四十七年度末までに、基礎調査は百十四か町全部、確認調査は十四か町を手がけることになります。今後、五十年度末までに、残り百か町の確認調査を進め、より正確な姿を解明するための調査を続けることにしています。

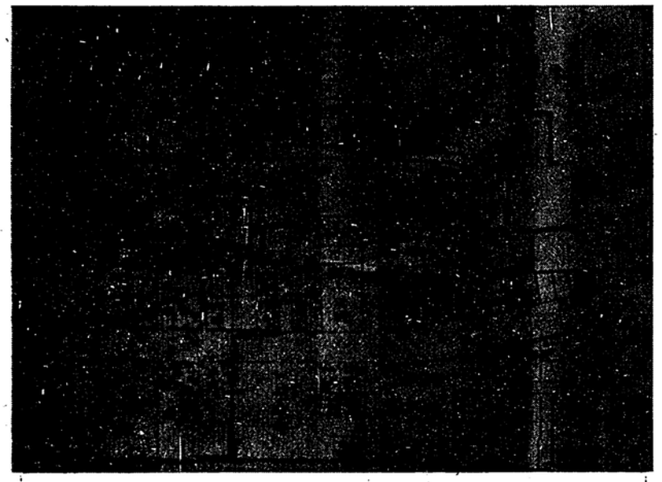

復元された戸別地図。空白の家が見えますが、ここにだれが住んでいたのでしょうか。

平和へのいしずえのために

わたくしたちは、自分たちの手で、「どんな人が、どこで、どんな生活を営んでおられたか」「どういう人が、どこで亡くなられたのか」「生き残っておられる人の生活や人生が原爆によってどのように変わったのか」という実態を正確に知り、記録しておかなければなりません。そうすることによって、わたくしたちは、ともすれば薄れてゆく「原爆の恐ろしさ」を呼びもどし、いつの世までも広島の原体験を語り継ぎ、平和へのいしずえとすることが犠牲者の犠牲を永遠に意義あらしめる唯一の道であり、さらには、被爆者援護対策の資料ともなります。

市民の証言が調査の手がかり

いままでの調査では、百十四か町の被爆直前の戸別地図がほぼ復元され、そこに居住していた人たちの行くえも約三割が明らかになりました。

今後、この地図をもとに、確認調査に移ることになりますが、これをより正確に、より完全なものにつくりあげるためには、生存者や市民のみなさんのひとりひとりのご協力がなければできません。

自分たちの肉親や隣り近所に住んでおられた人々の消息、自分たちの住んでいた町の一軒一軒の家や路地などの記憶――これらの証言が手がかりとなって、被爆の実態が少しずつ明らかになってゆきます。

市民のみなさんに、この調査の目的と意義を理解していただき、調査にご協力くださるようお願いいたします。

× × ×

旧町別の戸別地図はできましたが、そこにだれが住んでいたかわからないまま空白の部分があります。当時の状況をご存知の人や資料をお持ちの人がおられましたら市役所平和文化センター（☎四一―五二四六）か広大原医研疫学社会医学教室（☎五一―一一一一内線五四九・七八九）へお知らせください。

一九七二年のおもなできごと

一月

一日＝東消防署安芸出張所が発足

二月

十六日＝新図書館の基本構想がまとまる。
二十三日＝戸山集会所が開所。
二十八日＝吉島児童館が開館。

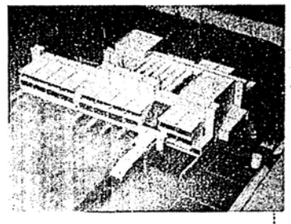
新図書館の完成予想図

三月

二十日＝特別名誉市民 アイラ・モリス氏が死亡。
二十七日＝丹那集会所が開所。
三十一日＝己斐地区都市改造事業の工事が完了。
○安芸郡船越町に東部市場が完成。
○小河内集会所が開所。
○宇品児童館が開館。
○斉藤教育長が辞任。

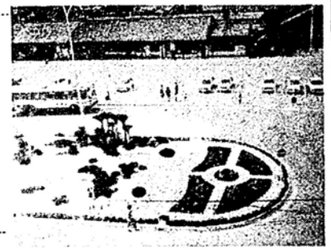
整備され広くなった国鉄西広島駅前

四月

一日＝広島市と安佐郡可部町が合併。

「今後ともよろしく」―合併協定に調印後握手する山田市長と簾井町長

○基町小学校、可部南小学校己斐中学校、戸坂中学校が開校。
○江波下水処理場が運転を開始。

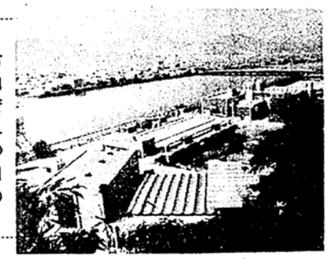
市内で二つ目の江波下水処理場

五月

○広島市草津地区、安佐郡祇園町の一部が新しく特別被爆地域に指定される。
十九日＝段原土地区画整理事業計画を地元へ縦覧開始。
十一日＝市長が提唱して、ABCC問題で市民団体代表との懇談会を開催。

六月

三日＝アウシュビッツ展を開催。
十九日＝市長の提唱で被爆者問題懇談会が発足。
二十日＝水質調査艇ブルー・リバーが活動を開始。
○爆心地の復元銅板地図が完成。
二十五日＝宇品東保育園が開園。
三十日＝日宇那集会所が開所。

七月

八日＝広島都市交通問題研究会が広島市都市高速鉄道計画の四十六年度最終報告を発表。
十一日＝集中豪雨によって、市北部を中心に大きな被害を受ける。
二十一日＝教育長に山田登氏が就任。
二十五日＝市議会で議長に宮本正夫氏を選出。
二十六日＝市議会が原爆被爆者の子および孫などの援護措置に関する意見書を採択
三十一日＝宇品東集会所が開所。

太田川のはんらんで中をくりぬかれた家（安佐町で）

八月

一日＝広島原爆戦災誌の英語版を刊行。
六日＝原爆死没者慰霊式ならびに平和祈念式を挙行。
七日＝大気測定車ブルー・スカイが活動を開始。
二十七日＝広島市と安佐郡祇園町が合併。

大気の測定に活躍するブルースカイ（皆実町で）

九月

十五日＝シ尿の外洋投棄を開始。
二十八日＝広島市とボルゴグラード市（ソ連）との姉妹都市提携協定が正式に発効

世界平和のかけ橋となることを誓いあう山田市長とカラリョフ議長

十月

十五日＝シティー・クリーニングキャンペーンを実施。
二十二日＝沼田町窓が山に「憩いの森」がオープン。
二十七日＝西部開発事業の土地利用計画の中間報告を発表

「川をきれいに町をしく―自らホウキをつ山田市長と永野県知事（平和公園で）

十一月

二十一日＝似島で原爆死没者慰霊碑の除幕式と慰霊法要を挙行。

十二月

十日＝衆議院議員選挙および最高裁判所裁判官の国民審査を実施。

市政この一年